

■ 本人と扶養義務者等の所得制限表

(税法上の) 扶養親族 等の数	本人			※扶養義務者 配偶者(父又は母障害の場合) 孤児等の養育者
	全部支給の 所得制限限度額	一部支給の 所得制限限度額	全部停止	
0人	49万円未満	192万円未満	192万円以上	236万円未満
1人	87万円未満	230万円未満	230万円以上	274万円未満
2人	125万円未満	268万円未満	268万円以上	312万円未満
3人	163万円未満	306万円未満	306万円以上	350万円未満
4人	201万円未満	344万円未満	344万円以上	388万円未満

※扶養義務者・・・同居している直系親族(父母・祖父母・子等)・兄弟姉妹
※扶養親族等が5人以上の場合は、1人につき38万円を加算した額とする。
※収入から給与と所得控除等を控除し、養育費の8割相当額を加算した所得額と上表の額を比較して、全部支給、一部支給、支給停止のいずれかに決定されます。
※「一部支給」の計算式は次のとおり。(平成30年8月1日現在の計算方法です。)

【児童1人目の場合】 手当額＝42,490円－(受給者の所得額－所得制限限度額)×0.0226993
【児童2人目の場合】 加算額＝10,030円－(受給者の所得額－所得制限限度額)×0.0035035
【児童3人目以降の場合】 加算額＝6,010円－(受給者の所得額－所得制限限度額)×0.0020979
(1人につき)

10円未満四捨五入

		本人	扶養義務者・配偶者
限度額加算	老人扶養親族	10万円	6万円※
	特定扶養親族	15万円	
	老人控除対象配偶者	10万円	
所得控除	障害者控除	27万円	
	特別障害者控除	40万円	
	寡婦(寡夫)控除		27万円
	寡婦(寡夫)特別控除		35万円
	勤労学生控除	27万円	
	雑損控除	相当額	
	医療費控除	相当額	
	小規模企業共済等掛金控除	相当額	
	社会保険料控除	8万円	

※扶養親族等が全て老人扶養親族の場合は総人数から1人を除いた人数に6万円を乗じた額が控除額となります。

■ 寡婦(夫)控除のみなし適用と譲渡所得の特別控除について

① 児童扶養手当の支給制限にかかる所得の計算において、土地収用で土地を譲渡した場合に生じる売却益等は総所得金額等合計額から控除されます。

具体的な 控除額 (上限)	i 収用交換などのために土地等を譲渡した場合の5,000万円
	ii 特定土地区画整理事業などのために土地等を譲渡した場合の2,000万円
	iii 特定住宅地造成事業などのために土等を譲渡した場合の1,500万円
	iv 農地保有の合理化などために農地等を売却した場合の800万円
	v マイホーム(居住用財産)を譲渡した場合の3,000万円
	vi 特定の土地を譲渡した場合の1,000万円
	vii 上記の i～vi のうち2つ以上の適用を受ける場合の最高限度額5,000万円

② 離婚した父母に代わって児童を養育しているなどの方(母又は父以外の受給資格者や扶養義務者の方に限ります。)が、未婚のひとり親の場合には、児童扶養手当の支給制限のために所得を算定するにあたり、地方税法上の寡婦(夫)控除が適用されたものとみなして総所得金額等合計額から27万円(一定の要件を満たす場合には35万円)を控除します。
対象となる方は次のア、イです。

- ア 婚姻(民法(明治29年法律第89号)上の婚姻をいう。以下同じ。))によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子(他の者の控除対象配偶者又は扶養親族とされている者を除き、前年の総所得金額等が38万円以下の者)を有するもの。
- イ 婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする子(他の者の控除対象配偶者又は扶養親族とされている者を除き、前年の総所得金額等が38万円以下の者)を有し、かつ、前年の合計所得金額が500万円以下であるもの。

● 必要書類

- ・みなし適用の対象となる方の戸籍全部事項証明書、
- ・上記「子」の戸籍全部事項証明書(みなし適用の対象となる方の戸籍全部事項証明書に「子」の記載がない場合)
- ・上記「子」が熊本市外で課税されている場合、「子」の所得証明書(総所得金額等が分かるもの)